

販売条件(DRAGEN)

1. システム及び定義 DRAGENシステム(以下「**本システム**」といいます)とは、(a) DRAGEN Bio-ITプロセッサが搭載されたPCIeカード(以下「**DRAGENカード**」といいます)、及び(b) オブジェクトコード形式のDRAGENソフトウェアスイート(以下「**DRAGENソフトウェア**」といいます)から構成されるシステムをいいます。なお、DRAGENソフトウェアには、イルミナがユーザーに提供するアップデート等(定義は後述します)が含まれるものとします。
2. ライセンス イルミナは、ユーザーに対して、本販売条件に従うことを条件とし、かつ、本有効期間中に限り、一つのコンピュータにDRAGENソフトウェアをオブジェクトコードの形でインストールし、DRAGENソフトウェアをユーザーの施設においてユーザーの研究及び教育活動に関する場合に限定して、DRAGENカードと連携させることによるのみ使用することができるライセンスを付与します。ただし、当該ライセンスは、単一サイトのみで使用可能な、非独占的で、譲渡不可で、サブライセンス不可の、限定的なライセンスとします。
3. サーバー ユーザーは、イルミナから複数のコンピュータサーバー(以下、個別に「**本サーバー**」といいます)を購入することができます。本サーバーには、適用対象となる場合には、DRAGENカード及びDRAGENソフトウェアが入っています。ユーザーがイルミナから購入する本サーバーには、本サーバー専用のOEM製造業者の取引条件が適用され、当該取引条件は、本条において参照することにより、本販売条件の一部に含まれるものとします。ユーザーは、本サーバーの注文書をキャンセルすることはできません。本サーバーの注文書については、イルミナが書面により承諾するか、又は本サーバーをユーザーに出荷した場合に、イルミナが注文を承諾したものとみなされます。
4. 関連文書 イルミナは、ユーザーに対し、本システムのインストールガイド及びユーザーマニュアルのほか、ユーザーが本システム及び／又は本サーバーを使用するにあたり必要な本システム及び／又は本サーバーに関する技術的な資料(以下、総称して「**関連文書**」といいます)を提供します。
5. 納品 イルミナは、DRAGENカード、本サーバー及びDRAGENソフトウェアを、適用可能な範囲で、当事者間において書面により合意した数量、日程及び場所に納品します。
6. 価格及び支払条件
 - a) ユーザーは、本システムの最終的な利用状況に合わせて、本システムのライセンスを複数購入することができます。購入するライセンスの数量、価格及び支払条件は、見積書(以下「**本見積書**」といいます)に記載されます
 - b) 請求書を受領後速やかに、支払手続きを行うものとし、イルミナから別段の指定がない限り、請求書に記載された口座への電信送金により支払うものとします。イルミナは、支払期日までに支払いがなされない場合には、イルミナの単独の裁量で、ユーザーに対し書面による通知をした上で、ユーザーのDRAGENソフトウェアに対するアクセスを停止することができるものとします。

7. 有効期間及び解除

- a) DRAGENソフトウェアのライセンスは、ユーザーがDRAGENソフトウェアを利用することが可能になった日から、本見積書に定める期間（以下「**本有効期間**」といいます）まで継続するものとします。ユーザーは、DRAGENソフトウェア及びDRAGENカードが、本有効期間満了時に「タイムアウト（時間切れ）」となり、利用できなくなることを了承するものとします。本有効期間は、イルミナ及びユーザーとの間で書面により合意し、適用価格を支払うことにより延長することができます
- b) イルミナは、(i) ユーザーが重要な取引条件に違反し、イルミナがユーザーに対してかかる重大な違反について書面により通知したにもかかわらず、30日以内にそれを是正しなかった場合、いつでも書面による通知によりDRAGENソフトウェアのライセンスを終了することができるものとし、(ii) ユーザーが支払不能に陥り、取引停止となった場合、ユーザーの破産、倒産若しくはこれに準ずる法律に基づく申立てがなされた場合、又はユーザーが債権者の利益のために資産譲渡を行った場合には、直ちにDRAGENソフトウェアのライセンスを終了することができるものとします
- c) 本有効期間が満了又は早期に終了した場合には、(i) 本販売条件に基づきユーザーに付与されたライセンスは、直ちに終了するものとします。(ii) ユーザーは、直ちにDRAGENソフトウェアの一切の利用を停止しなければなりません。(iii) ユーザーは、直ちに本サーバー又はその他のコンピューターからDRAGENソフトウェアの一切のコピーを完全に削除し消去しなければならないものとし、DRAGENソフトウェアのコピーを一部であれ全部であれ、電子的なバックアップファイルを含めて一切保持することはできないものとします

- ## 8. ユーザーによる本システムの利用
- ユーザーには固有のパスワード（以下「**ログインPW**」といいます）が提供されます。ユーザーが本システムにログインする場合には、必ずログインPWを使用するものとします。ユーザーは、常にログインPWを管理しなければならないものとします。ユーザーは、本システムの利用に関する一切の適用法令及び政府のガイドライン等を遵守するものとし、ユーザーが一切の責任を負うものとします。

- ## 9. 禁止行為
- 本販売条件にこれと異なる規定があったとしても、ユーザーは、直接、間接を問わず、以下の行為を行ってはならないものとします。

- a) DRAGENソフトウェアを、全部であれ一部であれ、他の個人又は法人（ユーザーの関連会社を含み、以下総称して「**サードパーティ**」といいます）に販売し、頒布し、アクセスを与え、エクスポートし、転送し、譲渡し、又は変換すること
- b) 点検、修理、修正、改変、交換、リバースエンジニア、ディスアSEMBル、デコンパイル若しくはその他の方法により本システム（又はそのコンポーネント）を改変すること
- c) DRAGENソフトウェアのコピー、修正、訂正、適合、翻訳、増強、派生物の製作若しくは改良をすること、又はDRAGENソフトウェアのソースコードを読み取ろうとし、若しくはそれにアクセスを試みることを
- d) 賃貸、リース、売却、サブライセンス、譲渡、頒布、公開、移転若しくはその他の方法でDRAGENシステム（又はそのコンポーネント）をサードパーティに利用させること。これには、インターネット上で、若しくはインターネットを介して、

又はタイムシェア、サービスセンター、ソフトウェア・アズ・ア・サービス、クラウド若しくはその他のテクノロジー若しくはサービスを通じて行う場合を含みます

e) イルミナ若しくはサードパーティの知的財産権又はその他の権利を、侵害し、不正に使用し、若しくはその他の態様により害する方法若しくは目的で、DRAGENソフトウェアを使用すること、又は適用法令に違反して使用すること
DRAGENソフトウェアに含まれるオープンソースソフトウェアについては、(i)イルミナからユーザーにライセンスされているものではなく、それらのソフトウェアに関するユーザーの権利は、関連文書又はDRAGENソフトウェアの「Help」若しくは「About」に記載されています。また、(ii)「DRAGENソフトウェア」という場合には、オープンソースソフトウェアは含まれません。本販売条件において、「**オープンソースソフトウェア**」とは「フリーソフトウェア」若しくは「オープンソフトウェア」又はこれに準ずるライセンス用若しくは頒布用の用語を使用して流通されている一切のソフトウェアをいい、Open Software License (OSL), GNU Affero General Public License (AGPL), GNU General Public License (GPL), 及び GNU Lesser General Public License (LGPL)に基づいて提供されているソフトウェア等がこれに該当します。

10. **権利の帰属** 本販売条件において、イルミナからユーザーに対し明示的に付与されている権利及びライセンスに従い、本システム及び本サーバーに関する一切の権利、権原及び利益並びにそれらに関する一切の知的財産権はイルミナが保持します。本システムに関する一切の知的財産権は、イルミナに唯一かつ排他的に帰属します。本システム又は本サーバー(及びそれに関する一切の知的財産権)を修正、増強又は変更したものは、当該修正、増強又は変更の理由のいかんにかかわらず、すべてイルミナの財産に帰属します。本販売条件において明示的に付与されているライセンスを除き、イルミナの知的財産権等に関するいかなる権利も、明示か黙示かを問わず、禁反言(エストoppel)、その他の理由のいかんを問わず、一切ユーザーには付与されません。ユーザーは、本システム及び本サーバーに関する知的財産権(著作権、特許権及び商標を含みますがそれらに限られません)に何らの異議も申し立てないことに同意するものとします。ユーザー及びイルミナの間では、ユーザーデータに関する一切の権利、権原及び利益は、それに起因若しくは関連して生じる一切の知的財産権を含めてすべて唯一かつ排他的にライセンシーに帰属するものとします。「**ユーザーデータ**」とは、一切のデータ、情報及びその他のあらゆる種類、あらゆるフォーマット、媒体又は形式(音声、画像、デジタル、スクリーン、GUI又はその他形式のいかんを問いません)のコンテンツであって、本システムから、又はユーザーが直接若しくは間接に、インプットし、アップロードし、挿入若しくは収集し、保存し、加工し、生成し、又はアウトプットしたものをいいます。

11. **サポート及びメンテナンス**

- a) イルミナは、本システム及び本サーバーについて、適用可能な範囲で、イルミナの標準実務に則ってサポートを行います
- b) イルミナは、DRAGENソフトウェアのアップデート、バージョンアップグレード及びパッチ(以下「**アップデート等**」といいます)を随時イルミナの裁量で提供します。アップデート等はすべて、本有効期間中にユーザーが購入したライセンスに従って、ユーザーが無料でダウンロードできるように提供されます。すべてのアップデート等は、DRAGENソフト

ウェアの一部とみなされます

12. 限定的保証

- a) 保証 イルミナは、適用可能な範囲で、以下の事項を保証します。(i)本サーバー及びDRAGENカードが、(a) 出荷してから45日後、又は(b) インストール日のいずれか早い方の日から12か月間、その関連文書の内容に実質的に適合していること。(ii) DRAGENソフトウェアが、本有効期間中、その関連文書に実質的に適合していること
- b) 適用除外 前項の保証は、不適合の原因が以下のいずれかに該当する場合には適用されません
- (i) 不正使用、誤使用、不注意、過失、事故、不適切な保管、関係書類若しくは仕様書に違反する使用
 - (ii) 本販売条件に違反する使用
 - (iii) 不適切な取扱い、インストール、メンテナンス又は修理(ただし、イルミナの社員が行った場合を除きます)
 - (iv) 不正な改変
 - (v) 第三者の製品と合わせて使用したこと(ただし、DRAGENソフトウェアの関連文書又は技術仕様書において、当該第三者の製品について、DRAGENソフトウェアと合わせて使用できると明示的に記載されている場合を除きます)
- イルミナは、本サーバー及びいかなるオープンソースソフトウェアについても、何らの表明も保証もいたしません。本サーバー及びオープンソースソフトウェアは、「現状有姿」で提供されるものとし、何らの保証もいたしません。ただし、イルミナは、本サーバーに関する製造業者の保証をユーザーにそのまま譲り渡します
- c) 請求及び救済手段 本サーバー、DRAGENカード又はDRAGENソフトウェアが、本販売条件に定める保証内容に適合しない場合、ユーザーは、当該不適合事項を発見後可及的速やかに、イルミナのDRAGENカスタマーポータルからイルミナに対し連絡するものとし、本サーバー、DRAGENカード又はDRAGENソフトウェアがどのように保証内容に適合していないのかを詳細に説明するものとします。イルミナは、製品に本条の保証の対象となる不適合があり、イルミナがかかる不適合事項について合理的に認め、確認した場合には、その裁量により、修理又は交換を行います。上記の規定は、保証の違反があった場合にユーザーに認められる唯一かつ排他的な救済手段であり、かかる保証の違反については、イルミナが一切の責任を負います
- d) 保証の否認 イルミナが提供する保証は、ユーザーのみに適用され、第三者にこれを譲渡することはできません。上記の保証は排他的なものであり、イルミナは、これ以外に、明示か黙示かを問わず、法定か否かを問わず、市場適合性、特定の目的への適合性及び権利侵害の不存在に関する一切の黙示の保証又は条件について、何らの表明も保証もいたしません同様に、イルミナは、取引過程、履行過程又は商習慣から生じる可能性のある一切の保証、あるいは、本システムがユーザーの要望に応えたものであるということ、又はDRAGENソフトウェアのすべてのバグ及びエラーが是正されるということの保証について、何らの表明も保証もいたしません。イルミナは、ユーザーが本システムを使用することにより得られる結果に関して、何らの保証もいたしません

13. 補償

- a) 相互の保護及び補償 各当事者は、自らの重大な過失、不法行為又は本販売条件に定めるライセンス若しくは使用制限の違反に起因して発生する、無関係の第三者からの請求、要求、手続、法的措置又は訴訟（以下個別に「**請求等**」といいます）及びそれらに関する費用（合理的な弁護士費用を含みますが、これに限られません）の一切について、相手方当事者に対し補償し、相手方当事者を免責するものとします
- b) 知的財産にかかる補償 イルミナは、本システムが第三者の有効かつ強制執行可能な知的財産権を侵害し、不正に使用し、又はその他の態様で違反するとして、第三者により申し立てられる請求等（以下「**知的財産請求等**」といいます）の一切について、ユーザーに対し補償し、ユーザーを免責するものとします
- c) 軽減措置 イルミナは、知的財産請求等の通知があった後、又はイルミナが知的財産請求等が申し立てられる根拠があると判断する場合には、イルミナの単独の裁量及び費用負担において、(i) ユーザーが、本販売条件に定める内容で、本システムを継続して利用することができるよう権利を確保するか、又は (ii) 本システムを、実質的に同等の機能を有するカード又はソフトウェアと交換又は修正することができるものとします。イルミナが (i) 及び (ii) のいずれも商業的に合理的でないと判断する場合には、イルミナは、ユーザーに対し書面により通知した上で、直ちに本販売条件に基づくライセンスを停止し、速やかにユーザーから支払われた金額のうち、本有効期間の残存期間の日割り計算に基づく金額を返金することができるものとします
- d) 制限事由及び適用除外 本販売条件にこれと異なる規定があったとしても、知的財産請求等が以下のいずれかの事由に基づく場合には、イルミナは、第13.b(知的財産にかかる補償)に定める一切の義務又は責任を負いません
- (i) 本システムを、イルミナがユーザーに提供したものではない製品、ソフトウェア又はサービスと組み合わせたこと
 - (ii) 本システムを、本販売条件に定められた制限や規制に違反して使用したこと
 - (iii) DRAGENソフトウェアの最新バージョン又は最新リリースを使用していれば知的財産請求等を回避できた場合において、当該最新バージョン又は最新リリースがユーザーに提供されていたにもかかわらず、それ以外のバージョン又はリリースを使用していたこと
 - (iv) 第三者の知的財産権の侵害又は不正利用とみなされるであろうとイルミナが合理的に判断する行為を停止するようユーザーに対し書面により指示したにもかかわらずユーザーがそれに従わなかったこと
- e) 手続上の条件及び要件 第13条(補償)に基づく各当事者の請求等又は知的財産請求等にかかる義務及び責任は、補償を受ける当事者が以下の事項を履行することを条件とします。(i) 請求等について、補償する当事者に対し、速やかに書面により通知すること。(ii) 請求等に対する防御及び和解交渉について、補償する当事者に全権限を与えること(ただし、補償する当事者は、補償を受ける当事者の権利に影響を及ぼす和解を行う場合には、補償を受ける当事者から事前の書面による同意を得なければならないものとし、かかる同意は不当に留保又は遅延してはならないものとします)。(iii) 請求等又はその防御若しくは和解について、補償する当事者から要請された情報及び協力を合理的な範囲で提供すること。ただし、補償する当事者は、上記 (i) に定める通知をしなかった場合及び上記 (ii) に定める合理的な協力をしなかった場合であっても、補償する当事者がそれによって著しく阻害されたことを証明

できる範囲を除き、本条に基づく義務を免れないものとします。補償を受ける当事者は、補償する当事者が請求等の防御及び和解について決定権を保有する限りにおいて、自ら全費用を負担して、自らの弁護人を選任することができるものとします

- f) 唯一の救済方法 本第13条は、第三者の知的財産権の侵害又は不正使用を申し立てる第三者の請求等について、ユーザーに認められる唯一かつ排他的な救済手段を定めたものであり、かつ、イルミナの唯一かつ排他的な責任及び義務を定めたものです

14. 責任の否認 法律により許容される限り、本販売条件に定める救済手段がその主たる目的を達成できなかったとしても、イルミナは、契約の違反若しくは拒否、不法行為、保証の違反、過失又はその他の理由のいかんを問わず、(i) 特別損害、偶発損害、派生的損害、懲罰的損害、間接損害又は制裁的損害については、その種類及び発生原因を問わず、当該当事者がその損失若しくは損害の可能性を告知されていたか否か、又は認識していたか否かにかかわらず、本システムの利用を通じて得られた結果に起因若しくは関連して生じた損害、使用上の不利益、データの喪失、ダウンタイム、又は収入、利益、暖簾若しくは事業の喪失若しくはその他の経済的損害を含めて、一切の責任を負わないものとします。さらに、イルミナは、(ii) 本有効期間中の本システムの使用の対価としてユーザーから支払われた、又は支払われる金額の累計総額を上限とし、当該累計責任総額を超えて一切その責任を負うことはありません。
15. 差止による救済 各当事者は、本販売条件の第2条(ライセンス)、第8条(ユーザーによる本システムの利用)、第9条(禁止行為)、第10条(権利の帰属)の規定に違反又は違反のおそれがあった場合には、違反をしていない当事者に対し回復しがたい継続的な損害が生じる可能性があること、それについては法律上適切な救済手段がない可能性があることを認めるものとします。かかる違反又はそのおそれがあった場合には、違反をしていない当事者は、法律上又は衡平法上認められる一切の救済手段に加えて、本販売条件の履行を強制するために、禁止命令、差止命令又はその他のこれらに準ずる救済手段を求めることができるものとします。
16. 法令遵守及び輸出規制 各当事者は、本販売条件の履行において、一切の適用法令を遵守することに合意します。ユーザーは、一切の適用ある輸出規制法令を遵守し、直接、間接を問わず、本システムの全部又は一部を、米国の法令で禁止されている国等に販売、輸出、再輸出、譲渡、転送、又はその他の方法により処分しないことに同意するものとします。
17. 準拠法及び裁判地 本販売条件に起因又は関連する一切の事柄は、抵触法の原則にかかわらず、日本法に準拠するものとします。国際物品売買契約に関する国際連合条約(United National Convention on Contracts for the International Sale of Goods)は、本販売条件には適用されません。本販売条件に関して生じた一切の紛争の管轄は、東京地方裁判所に専属するものとします。

18. 不可抗力 支払時期が到来した支払義務を除き、いずれの当事者も相手方当事者に対して、本販売条件に基づく義務の不履行又は遅滞について、それが地震、暴動、内乱、戦争、テロリストの行為、洪水、政府の行為若しくは規制又はその他の各当事者の合理的な統制を超える事由に基づく場合には、責任を負わないものとします。

19. 一般条項

- a) 各当事者は、他方当事者との関係において独立した契約当事者であり、本販売条件のいずれの規定も、本販売条件において明示的に定める契約関係を除き、当事者間に組合（パートナーシップ）、合弁（ジョイントベンチャー）、代理人（エージェンシー）又はその他の契約を形成するものと解釈してはなりません
- b) 本販売条件は、添付の別紙を含めて、本販売条件の対象事項に関する当事者間のすべての完全な理解及び合意を定めたものであり、これに先立つ一切の理解、協議、交渉並びにこれ以前の当事者間における本販売条件の対象事項に関する合意（見積もり、注文書及びその他の本システム又は本サーバーに関して交わされた文書を含む）に優先するものとします。ユーザーの注文書又はその他の文書に記載された条件は、たとえイルミナが当該発注を受け付けた場合であっても、いずれの当事者をも拘束しないものとします
- c) いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による同意を得なければ、全部であれ一部であれ、本販売条件を譲渡又はその他の方法により移転してはならないものとします。ただし、イルミナは、ユーザーの事前の書面による同意なく、本合意を、イルミナの関連会社、又はイルミナの全て若しくは実質上全ての資産若しくは事業の承継人に対し、譲渡又は移転することができるものとします。法律の規定による譲渡は、上記の適用においては、譲渡とみなされるものとします。これに従わない譲渡又は移転は無効とします。本販売条件のいずれかの規定について免除をする場合には、相手方当事者が署名した書面によらなければ有効とはならないものとします。いずれかの当事者が本販売条件に基づく権利、権限又は救済手段を行使せず、又は行使が遅れた場合であっても、当該権利、権限又は救済手段を放棄したものはみなされません。本販売条件の一つ若しくは複数の規定又はその一部が、何らかの理由で、無効、違法又は執行不能と判断された場合であっても、それにより本販売条件の他の規定又は他の部分には何らの影響をも及ぼさないものとします